

議 事 録

会議の名称	令和6年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和6年5月27日（月） 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第28号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第29号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4) 第30号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (5) 第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 第32号議案 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について (7) 報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (10) 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11) 報告第25号 農地改良等に係る届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和6年第6回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和6年第6回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
その他特記事項	
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	定刻となりましたので、ただいまより、令和 6 第 6 回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。 それでは、議事日程に従い進行させていただきます。 はじめに、議事日程 1 の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長 代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和 6 年第 6 回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	次に、議事日程 2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	(田端会長、あいさつ)
事務局長	本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第 7 条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 それでは、以降の議事進行は、会議規則第 6 条第 1 項の規定により、田端会長にお願いいたします。
議長	それでは、議事日程 3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席 9 番反町辰夫委員、議席 1 0 番鈴木誠次委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。 次に、議事日程 4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案 6 件及び報告 5 件です。 まず、第 2 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第 2 7 号議案をご説明いたしますので、議案書 1 ページをお願いいたします。 第 2 7 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請について、本議案につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容につきましては、2 ページをお願いいたします。申請件数は、2 件でしたが、整理番号 1 の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は 1 件となります。 農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第 3 条第 2 項の規定により、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。

	引き続き、整理番号２でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑１筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席１４番倉野内委員でございます。 整理番号２の申請地位置図は、４ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。議席１４番倉野内委員の報告を求めます
倉野内委員	整理番号２について、１４番倉野内より報告させていただきます。 ５月２１日午後３時頃、現地確認及び受人への聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書４ページ３－２の地図をご覧ください。申請地は、金屋送水ポンプ場より北西に約２５０メートルに位置しております。 申請事由は売買です。申請地は、ねぎを作付け予定とのこと。受人の年齢は６７歳、本人の農業従事日数は２００日です。 農機具はトラクター１台、耕うん機１台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。 以上、報告いたします。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第２８号議案「農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第１７条の規定により議事参与の制限に該当する、番号７番、番号９番、番号１０番及び番号１１番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第２８号議案をご説明いたしますので、議案書５ページをお願いいたします。 第２８号議案、農用地利用集積計画の決定について（通年）、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げます

	が、改正法附則第 5 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 本計画は、改正法附則第 5 条の規定による、改正法の施行日の令和 5 年 4 月 1 日から起算して最長 2 年を経過する日の令和 7 年 3 月 3 1 日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。 議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号 7 番、番号 9 番、番号 1 0 番及び番号 1 1 番を除く 6 ページから 8 ページまでをお願いいたします。申請件数は、8 件です。田 4 筆及び畑 6 筆の面積合計 9, 2 5 6 平方メートルの利用権設定でございます。 農用地利用集積計画は、改正法附則第 5 条第 1 項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和 5 年 9 月 3 0 日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和 7 年 3 月 3 1 日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。 本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号 7 番を審議します。については、議席 3 番金井委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号 7 番をご説明いたします。計画内容については、7 ページをお願いいたします。申請件数は、1 件です。畑 5 筆の面積 5, 1 8 2 平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案

	件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席３番金井委員の復席を許可します。 (復席) 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号９番、番号１０番及び番号１１番を審議します。ついては、議席１１番宮部委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号９番、番号１０番及び番号１１番をご説明いたします。計画内容については、７ページ及び８ページをお願いいたします。申請件数は、３件です。畑５筆の面積５，６０６平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席１１番宮部委員の復席を許可します。 (復席) 次に、第２９号議案「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第２９号議案をご説明いたしますので、議案書９ページをお願いいたします。第２９号議案、農地法第４条の規定による許可申請について、本議案は、農地

	法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、10ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。 引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、高齢者福祉施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。 申請地位置図は、11ページをお願いいたします。4-1については、用途地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。 第3種農地の転用は、原則として許可相当ではあることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。
議長	上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。整理番号1について、議席11番宮部委員の報告を求めます。
宮部委員	11番、宮部より報告させていただきます。5月20日午後5時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書11ページ4-1の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北約140メートルの場所に位置しております。 申請目的は高齢者福祉施設です。申請人は、建物の建築後に施設を別の事業者へ貸し出し、その事業者が有料老人ホームの運営を行うとのことです。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。申請地は用途区域内で宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第30号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長	第30号議案をご説明いたしますので、議案書12ページをお願いいたします。 第30号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5－4－（2）－dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。 計画変更申請の内容につきましては、13ページをお願いいたします。申請件数は、2件でございます。 引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田1筆です。令和5年9月21日が許可日となっております。 申請地位置図は、14ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、転用目的に変更はございませんが、土地利用計画の変更に伴い計画変更をするものでございます。 計画変更する理由でございますが、当初の申請地の北西にある既存の電柱について、隣接地権者より同意が得られず、当初予定していた移設が困難になり、現在の場所に残地することによる造成工事、擁壁工時に変更が生じたため、計画変更の申請に至ったものでございます。なお、転用面積、開発面積ともに変更はございません。 次に、整理番号2をご説明いたします。13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、既に許可を受けた児玉町金屋地内の畑1筆に新たに畑1筆を加えた2筆です。令和6年3月14日が許可日となっております。 申請地位置図は、15ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、転用目的に変更はございませんが、土地利用計画の変更に伴い計画変更をするものでございます。計画変更する理由でございますが、当初の申請地につきまして、隣接地権者に対して計画説明を行った際、今回加えた畑1筆の隣接地権者から当該土地の売却の申し出がありました。申請者は当初の計画地に合わせて当該土地を一体で利用することでより最適な土地利用ができるとの判断の結果、申請に及んだものでございます。この結果、当初の計画面積から追加する1筆の面積を加えた計画面積とするものでございます。 なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第31号議案の整理番号2で、ご審議をいただく予定でございます。以上でございます。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

	(なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第 3 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第 3 1 号議案をご説明いたしますので、議案書 1 6 ページをお願いいたします。 第 3 1 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第 5 条第 3 項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、1 7 ページをお願いいたします。申請件数は、賃借権 1 件、所有権移転 3 件でございます。 引き続き、整理番号 1 をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、本庄市共栄地内の山林 1 筆の一部、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、基地局作業場用地としての一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席 1 0 番鈴木委員でございます。 当該申請地につきましては、借受人の通信事業の基地局設置に伴う作業場用地として、一時転用の許可申請となったものでございます。 申請地位置図は、1 8 ページをお願いいたします。5－1 については、一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、「工事終了後、速やかに耕作の目的に供する土地に原状回復する」旨の事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。 次に、整理番号 2 でございます。1 7 ページをお願いいたします。整理番号 5 につきましては、さきほどの第 3 0 号議案においてご審議をいただきました整理番号 2 の案件となります。 申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、第一種中高層住居専用地域です。地区担当は、議席 1 3 番田端会長でございます。 申請地位置図は、1 9 ページをお願いいたします。5－2 については、用途地

	域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。 第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。 次に、整理番号3でございます。17ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席19番出牛委員でございます。 申請地位置図は、20ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。 第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。 次に、整理番号4でございます。17ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。 申請地位置図は、21ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。 さきほどの整理番号3と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。
議長	一つ確認です。5-1は、地目が山林になっていますが、これはどういうことですか。
事務局	登記地目が田畑以外でも、農地台帳に掲載されている場合、農業委員会としては農地として判断しています。従って、他の農地と同様に農地法に基づいた申請手続きが必要となります。5-1の申請地については、登記簿で確かに山林であることを事務局でも確認しております。
議長	分かりました。上程議案の整理番号1から整理番号4までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席10番鈴木委

	員の報告を求めます。
鈴木誠次 委員	５－１について、１０番鈴木より報告させていただきます。 ５月２２日午前９時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書１８ページ５－１の地図をご覧ください。申請地は、たんぽぽ保育園から北西約６００メートルの児玉工業団地内に位置しております。 申請目的は携帯電話基地局新設のための、作業場用地としての一時転用となっております。転用期間は２か月です。 受入は、通信事業者と基地局建設の請負契約を締結し、今回、基地局設置に伴い作業スペースを確保する必要性が出てきたため、申請に至ったとのことです。工事完了後は速やかに耕作の可能な農地に復旧する予定です。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。公共性の高いものであり、一時的な転用のため、転用にあたって特に問題ないかと思われます。 以上、ご報告いたします。
議長	整理番号２について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。
倉林推進委 員	田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。 ５月２３日午後１時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書１９ページ５－２の地図をご覧ください。 申請地は、児玉中学校から、南西約１５０メートルに位置しております。 申請目的は、長屋住宅用地としての所有権移転となっております。先ほどの第３０号議案、転用許可後の計画変更申請の整理番号２でご審議をいただいた案件となります。令和６年３月１４日に許可された後、今回の申請者からの申し出により、新たに長屋住宅建築の計画に加えることになり、申請に至ったとのことです。転用目的は変更がなく、長屋住宅の規模を大きくする形での計画の変更になります。 今回の申請地は、既に許可を受けている案件の敷地拡張でもありますため、転用にあたっては特に問題ないと思われます。 以上、ご報告します。
議長	整理番号３について、議席１９番出牛委員の報告を求めます
出牛委員	５－３について、１９番出牛より報告させていただきます。 ５月２０日午前１１時頃、小賀野推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書２０ページ５－３の地図をご覧ください。 申請地は国道２５４号線と国道４６２号線が交差する吉田林交差点から南西約１００メートルに位置しております。申請目的は長屋住宅用地としての所有

	権移転となっております。申請人は関東一円で不動産の売買、賃貸、仲介、管理事業を営んでいます。 申請地は、住環境が整備され、住宅の需要も見込まれ、定住性も見込まれることから家族向けの長屋住宅建築に最適である判断したとのこと。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。 以上、ご報告いたします。
議長	整理番号4について、議席12番永尾委員の報告を求めます
永尾委員	5-4について、12番永尾より報告させていただきます。 5月20日午後1時頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書21ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は旧県立児玉高校から北東約200メートルに位置しております。 申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は現在、市内の借家にて家族3人で生活しています。将来の事を考え自己用住宅の建築を検討することとなり、各地の物件を探していたところ、所有者である父親から住宅建築の承諾をもらい、今回の申請に至ったとのこと。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。 以上、ご報告いたします。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。
清水委員	私も山林を持っているので、5-1に関して確認したいのですが、これは農業委員会が農地とみなしたのでしょうか。
事務局	個々の農地の経緯までは把握していないのですが、登記地目が山林であっても開墾されたりして、農地として利用しているということで確認している地番については、農地台帳に掲載しています。山林以外でも原野でも農地台帳に載っている箇所は市内には複数ございます。そこについては、農地法上の制限を受ける場所になりますので、転用を考えていらっしゃる場合は通常の農地法の手続きに沿った内容で申請をしていただく形になります。
清水委員	実際が農地のようになっているということですね。
事務局	そうです。ただ、農地台帳に載ったのは前の話だと思いますので、耕作が長年されていない場所は、現況が山林に近いものの中にはあるかと思いますが、原則、農地の扱いになると思います。

議長	これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第３２号議案「令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第３２号議案をご説明いたしますので、議案書２２ページをお願いいたします。 第３２号議案、令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本議案は、農業委員会等に関する法律、以降「法」と申し上げますが、法第３７条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表の決定を求めるものでございます。本日提出、会長。 議案内容ですが、別紙、令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、次のとおり公表するものでございます。１の公表方法ですが、インターネットの利用による公表でございます。２の公表期間ですが、公表の日から３年間でございます。 「最適化活動」とは、法第６条第２項に規定する「農地の集積」、「遊休農地の解消」及び「新規参入の促進」に係る活動のことをいいまして、農業委員会がこの最適化活動を実施することとされているものでございます。この最適化活動を実施するにあたり、「最適化活動の成果目標」として、毎年３月末までに新年度の活動目標を設定し、４月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとされております。 そのうえで、毎年度、「最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況等」と併せて、「農業委員会における事務の実施状況」につきまして、活動年度の翌年度の５月末までに点検・評価し、埼玉県農業会議を通じて公表するとともに、６月末までに都道府県知事に報告することとされております。 それでは、「令和５年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」の公表内容についてご説明いたします。２３ページをお願いいたします。 はじめに、「Ⅰ．農業委員会の状況（令和５年４月１日現在）」でございます。 「１．農業委員会の現在の体制」及び「２．農家・農地等の概要」につきましては、令和５年度の最適化活動の目標設定時に農林業センサスや各種統計等から数値を引用したものでございます。

次に24ページをお願いいたします。「Ⅱ.最適化活動の実施状況」でございます。

これより項目毎の実績につきましてご説明させていただきますが、お時間の都合上、それぞれの「①現状及び課題」及び「②目標」につきましては、令和5年第3回総会においてご承認いただいておりますので、説明を割愛させていただき、今回新たに公表する「③実績」を中心にご説明いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、「1.最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「③実績」をご覧ください。令和5年度の新規集積面積でございますが、こちらは担い手に対して農地が新たに12.40ヘクタール集積されたものでございまして、集積率は52.1%でございました。

また、その下の「農業委員会の点検結果」でございますが、目標を達成することはできませんでしたので、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」とさせていただきます。

次に「(2)遊休農地の発生防止・解消」の「③実績」についてでございます。25ページをお願いいたします。

こちらは、「ア.既存遊休農地の解消」と「イ.新規発生遊休農地の解消」に分けられております。

まず、「ア.既存遊休農地の解消」でございますが、2.47ヘクタールの緑区分の遊休農地が解消されまして、目標に対して74.8%の達成状況となりました。

次に、「b.黄区分の遊休農地の解消」につきましては、「JA出資型農業法人遊休農地再生・活用事業」を活用しまして、788平方メートルの農地について権利設定を行い、営農が再開されました。

次に、「イ.新規発生遊休農地の解消」でございますが、令和4年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地5.40ヘクタールに対しまして、令和5年度に1.35ヘクタール解消されました。

なお、「④その他」といたしまして、令和5年度に実施した「利用状況調査」及び「利用意向調査」の結果等について記載しております。

その下の「農業委員会の点検結果」につきましては、目標を達成することはできませんでしたので、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」とさせていただきます。

次に、「(3)新規参入の促進」でございます。26ページをお願いいたします。「③実績」でございますが、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地は6.72ヘクタールでございまして、こ

	ちらにつきましては、本庄市ホームページ及び本庄市農業委員会広報紙により公表しております。なお、参考といたしまして、令和５年度は、４つの経営体の新規参入者に農地の権利設定を行いました。 その下の「農業委員会の点検結果」につきましては、目標を達成することはできませんでしたので、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」とさせていただきます。 続きまして、「２．最適化活動の活動目標」についてでございますが、３つの項目がございます。 まず「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」でございますが、こちらの実績につきましては、２７ページの「推進委員等の点検・評価結果」で併せてご説明いたします。 次に「（２）活動強化月間の設定」と２７ページの「（３）新規参入相談会への参加」についてご説明いたします。令和５年度につきましては、「（２）活動強化月間の設定」、「（３）新規参入相談会への参加」とともに実績が伴わず、報告としては実績なしとさせていただきます。 以上の項目の成果目標及び活動目標の達成状況につきまして、令和４年２月２５日付３経営第２８１６号農林水産省経営局農地政策課長通知の別表により点数を算出し、その合計点により「目標の達成状況の評語」を記載することとされており、令和５年度の達成状況につきましては、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」となりました。 また、その下の項目、「推進委員等の点検・評価結果」でございますが、上記の各項目の成果目標及び活動目標の達成状況に加え、２６ページの「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」である１０日の達成状況を点数化し、評価したものでございます。「推進委員等の人数」につきましては、年度の途中で改選があった場合には、改選前・改選後の全推進委員等の人数を足して報告するものとされておりまして、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」人数が６名、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」人数が７９名となりました。 続きまして、２８ページをお願いいたします。「Ⅲ．事務の実施状況」でございます。令和５年度の農業委員会における事務の実施状況につきましては、記載のとおりでございます。以上でございます。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり

	り公表することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり公表することに決定しました。 以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。
事務局長	それでは、報告でございます。報告は、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定に基づき、専決処分を行った事項について、月例の総会においてその内容をご報告するものでございます。 はじめに、報告第21号をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。 報告第21号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、30ページ及び31ページをお願いいたします。専決処分件数は、8件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第22号をご説明いたしますので、議案書32ページをお願いいたします。 報告第22号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、33ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第23号をご説明いたしますので、議案書34ページをお願いいたします。 報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、35ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第24号をご説明いたしますので、議案書36ページをお願いいたします。 報告第24号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。

	通知内容については、３７ページをお願いいたします。受理件数は、６件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第１８条第１項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。 続きまして、報告第２５号をご説明いたしますので、議案書３８ページをお願いいたします。 報告第２５号、農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第５－２－（２）の規定により、別紙の届出について、専決処分したので報告するものでございます。 届出内容については、３９ページをお願いいたします。専決処分件数は、１件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長	次に、議事日程５、事務局連絡事項でございます。 （事務局長説明） 以上をもちまして、令和６年第６回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。

令和6年第6回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開 催 日	令和 6 年 5 月 2 7 日（月）
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後 2 時
閉会時刻	午後 3 時
会 長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席			金井 優	出席
3	金井 清子	出席		仁手	海澤 房男	出席
4	戸谷 忠司	出席			坂上 公男	欠席
5	中野 和夫	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	出席			久保 国男	出席
7	茂木 良明	出席		北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席			高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席	○		高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席	○	児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席				
14	倉野内 浩	出席		秋平	高山 将之	出席
15	鈴木 良美	出席			福田 光男	出席
16	清水 辰雄	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席			秋山 守	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	中里 光夫	出席
19	出牛 康	出席		共和	新井 伸幸	出席
本庄	吉岡 昭	出席			新井 幸男	出席
藤田	福島 正紹	欠席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	小沢 智明
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
局長補佐兼総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主査	福島 幸恵
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人